

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【公開番号】特開2013-61308(P2013-61308A)

【公開日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2013-016

【出願番号】特願2011-201462(P2011-201462)

【国際特許分類】

G 04 G 21/04 (2013.01)

H 01 Q 13/08 (2006.01)

【F I】

G 04 G 1/00 3 0 7

H 01 Q 13/08

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月5日(2014.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電波を受信するアンテナ部と、表示部と、少なくとも1つの配線基板と、を有し、腕に装着可能なリスト機器であって、

前記アンテナ部は、前記表示部に最も近い前記配線基板と、前記腕と、の間に設けられている、ことを特徴とするリスト機器。

【請求項2】

請求項1に記載のリスト機器において、

前記表示部の表示面に垂直な方向から平面視したとき、

前記アンテナ部、前記配線基板および前記表示部の外形形状は略合同である、ことを特徴とするリスト機器。

【請求項3】

請求項1または2に記載のリスト機器において、

前記アンテナ部は、

前記電波を受信するための放射電極と、

給電がなされる電極であるグランド電極と、

前記放射電極および前記グランド電極の間に配置された誘電体層と、を有し、

前記放射電極が前記腕と向かい合うように配置されている、ことを特徴とするリスト機器。

【請求項4】

請求項3に記載のリスト機器において、

前記放射電極と前記グランド電極とが同形状である、ことを特徴とするリスト機器。

【請求項5】

請求項3または4に記載のリスト機器において、

前記アンテナ部は、パッチアンテナであり、

前記誘電体層は、

厚さは、0.05mm以上1.5mm以下であり、

平面形状は矩形形状であり、前記矩形形状の少なくとも一辺が2cm以上4cm以

下である、ことを特徴とするリスト機器。

**【請求項 6】**

請求項 3 または 4 に記載のリスト機器において、

前記アンテナ部は、パッチアンテナであり、

前記誘電体層は、

厚さは、0.05mm以上1.5mm以下であり、

平面形状は円形であり、前記円形の直径が2.5cm以上3.5cm以下である、

ことを特徴とするリスト機器。